

土地改良区に対する農地転用等の通知と
農地転用等決済金の納付について（お願い）

土地改良区

○土地改良区へも通知が必要です！

あなたが、この度、転用されました農地は、当土地改良区の地区内にありますので、土地改良法第42条及び第43条の規定により、土地改良区への通知と決済金の納付が義務づけられています。

したがって、至急、当土地改良区あて「農地転用・地区除外」の手続きをして下さい。

なお、この件についてのお問い合わせは、裏面（参考）をご覧ください。

(参 考) 決済金の納付手続きについて

※ 10円未満切り上げ

対 象 区 域	該当土地改良区	所 在 地	決 済 金 額
高安・大正・竹湊・亀井・ 太子堂・跡部を除く全区域	つまどめ 築留土地改良区	柏原市上市2-7-32 Tel 072 (972) 0761	4条⇒1㎡60円 5条⇒1㎡60円
大正(全部)・亀井(全部)・ 竹湊(全部)・跡部(全部) 太子堂(全部)・志紀(一部)	あおちい でぐち 青地井出口土地 改良区	柏原市古町2-7-8 Tel 072 (972) 0164	4条⇒1㎡60円 5条⇒1㎡80円
★ 萱振町1丁目(一部)～7 丁目 ★ 楠根町1丁目・2丁目(一 部)・3丁目(一部)・4 丁目・5丁目 ★ 山賀町1丁目(一部)・2 丁目・3丁目・5丁目・ 6丁目 ★ 長池町1丁目 ★ 緑ヶ丘1丁目(一部)・4 丁目(一部) ★ 小畑町1丁目 ★ 北本町4丁目(一部) ★ 新家町1丁目～8丁目	楠根川沿岸 第2土地改良区	八尾市萱振町5-15 (事務取扱者) 大阪中河内農協萱振支店 Tel (923) 4021	4条⇒1㎡50円 5条⇒1㎡50円
	つまどめ 築留土地改良区	(前 掲)	(前 掲)
★ 山賀町1丁目(一部)・4 丁目 ★ 泉町1丁目～3丁目 ★ 幸町1丁目～5丁目 ★ 堤町3丁目 ★ 桂町1丁目～6丁目 ★ 高砂町1丁目～5丁目 ★ 小畑町2丁目～5丁目 ★ 長池町2丁目～5丁目 ★ 緑ヶ丘2丁目～5丁目	楠根川沿岸 第3土地改良区	八尾市服部川1-34-1 (事務取扱者) 大阪中河内農協 営農經濟部 Tel (943) 2832	4条⇒1㎡50円 5条⇒1㎡50円
	つまどめ 築留土地改良区	(前 掲)	(前 掲)
★ 太田新町1丁目～9丁目	旧阪神飛行場 土地改良区	八尾市太田2-158 (事務取扱者) 大阪中河内農協大正支店 Tel (949) 5201	4条⇒1㎡20円 5条⇒1㎡20円
	あおちい でぐち 青地井出口土地 改良区	(前 掲)	(前 掲)

※ 築留土地改良区については、農業委員会事務局において事務取扱を行なっています。